

平成29年6月26日

民生福祉常任委員長 下瀬俊夫様

民生福祉常任委員 矢田松夫 

修正案の提出について

山陽小野田市議会会議規則第100条の規定により、下記のとおり修正案を提出します。

記

- 1 件名 議案第30号 山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例に対する修正案
- 2 修正案 別紙のとおり

議案第30号山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例に対する修正案

議案第30号山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例の一部を次のように修正する。

第1条中「まちづくりの推進」の次に「並びに空家等の活用促進による地域の振興」を加える。

第2条第3号中「周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等（特定空家等であるものを除く。）」を「特定空家等になるおそれのある空家等」に改め、同条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「又は助言若しくは」を「、助言その他必要な援助又は」に改め、同条を第10条とする。

第8条第5項中「及び運営」を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条中「市は」の次に「、基本理念にのっとり」を加え、同条を第5条とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（基本理念）

第3条 空家等に関する対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理を促進すること。
- (2) 空家等が定住の促進及び地域振興のための有用な資源であることを認識して、活用を促進すること。
- (3) 市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び市民等がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携を図りつつ、協働して取り組むこと。

附則第1項中「平成29年4月1日」を「公布の日」に改める。

山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例修正案新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進並びに空家等の活用促進による地域の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管理不適切空家等 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、<u>特定空家等になるおそれのある空家等</u>をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(基本理念)</u></p> <p>第3条 <u>空家等に関する対策の基本理念は、次に掲げるとおりとする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、市の空家等に関する対策の推進に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 管理不適切空家等 法第3条の規定による適切な管理がされておらず、<u>周辺の生活環境に悪影響を及ぼす空家等（特定空家等であるものを除く。）</u>をいう。</p> <p>(4) <u>所有者等</u> <u>市内に所在する空家等の所有者又は管理者をいう。</u></p> <p>(5) (略)</p>

(1) 地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、空家等の適切な管理を促進すること。

(2) 空家等が定住の促進及び地域振興のための有用な資源であることを認識して、活用を促進すること。

(3) 市、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び市民等がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携を図りつつ、協働して取り組むこと。

第4条 (略)

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、空家等の適切な管理及び活用促進等に関する必要な施策を実施しなければならない。

第6条 (略)

第7条 (略)

第8条 (略)

(協議会)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織について必要な事項は、規則で定める。

(情報の提供又は助言等)

第10条 市長は、法第9条第1項の規定により空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等であると認めるときは、当該管理不適切空家等の所有者等又はその関係

第3条 (略)

(市の責務)

第4条 市は、空家等の適切な管理及び活用促進等に関する必要な施策を実施しなければならない。

第5条 (略)

第6条 (略)

第7条 (略)

(協議会)

第8条 (略)

2～4 (略)

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(情報の提供又は助言等)

第9条 市長は、法第9条第1項の規定により空家等を調査した場合において、当該空家等が管理不適切空家等であると認めるときは、当該管理不適切空家等の所有者等又はその関係

係人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供、助言その他必要な援助又は指導を行うことができる。

第11条 (略)

第12条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

人に対し、空家等の適切な管理を促進するための情報の提供又は助言若しくは指導を行うことができる。

第10条 (略)

第11条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 (略)